

令和8年度若桜町一般会計当初予算における引上げ分の地方消費税交付金
(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

(歳入) ・地方消費税交付金	84,403 千円
(うち社会保障財源分)	48,448 千円
(歳出) ・社会保障施策に要する経費	867,923 千円
(うち一般財源)	592,768 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	うち社会保 障財源分化 の地方消費 税交付金
			国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	社会福祉総務費	163,231	20,890	2,100	26,105	114,136	9,329
	老人福祉費	116,311	7,032		146	109,133	8,920
	特別医療対策費	17,748	8,159		1,081	8,508	695
	障がい者福祉費	145,490	99,593			45,897	3,751
	社会福祉施設費	19,208	6,153		27	13,028	1,065
	国民年金事務費	2,769	2,585			184	15
	地域福祉センター運営費	7,475				7,475	611
	包括支援センター運営費	4,499	380		2,461	1,658	135
	後期高齢者医療事務費	89,195	16,258			72,937	5,961
児童福祉費	児童福祉総務費	95,988	14,780	1,500	1,389	78,319	6,401
	児童措置費	27,019	25,170			1,849	151
	ひとり親家庭福祉費	16,723	8,913		700	7,110	581
	児童福祉施設費	46,769	4,986	11,800	1,180	28,803	2,354
保健衛生費	保健衛生総務費	49,143	207		1,872	47,064	3,847
	予防費	26,200	669			25,531	2,087
	母子衛生費	7,980	2,587			5,393	441
	健康増進事業費	30,429	2,522		3,910	23,997	1,961
	保健衛生施設費	1,746				1,746	143
合計		867,923	220,884	15,400	38,871	592,768	48,448